

令和 7 年国勢調査インターネット回答促進広報業務委託

企 画 コ ン プ 実 施 要 領

令和 7 年 5 月

岩 手 県

この「企画コンペ実施要領」（以下「実施要領」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和 7 年国勢調査インターネット回答促進広報業務委託」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定に関して、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めるものである。

1 業務の概要

(1) 業務件名及び数量

「令和 7 年国勢調査インターネット回答促進広報業務委託」 一式

(2) 業務の仕様等

資料 2 「業務仕様書」のとおり

(3) 委託期間

委託契約締結の日から令和 7 年 10 月 31 日（金）まで

(4) 委託料の上限額

4,983 千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

2 参加者の資格要件等

参加者は、下記に掲げる企画コンペ参加資格（以下「参加資格」という。）の要件をすべて満たし、かつ、県から参加資格の確認を受けた者とする。

なお、複数の者による共同提案も認めるが、その場合、代表者を定めた上で参加するものとし、県との契約の当事者は当該代表者とする。

また、共同提案の場合、県は、必要に応じて、代表者以外の構成員についても、下記「3 企画コンペ手続き等に関する事項」（４）に定める、参加資格の確認に必要な書類（以下「参加資格確認申請書類」という。）の提出を求める場合がある。

〔参加資格の要件〕

- (1) 岩手県内に本社、支社、営業所又はこれに類する事業拠点を有する者で、本業務の実施について、県の要求に応じて即時に来庁し、対応できる体制を整えていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 最近 1 年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (5) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）、その支店又は常時契約を締結する権限を有する事務所、事務所等を代表する者その他経営に実質的に関与していると認められる者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同条第 6 号に規定する暴力団員若しくは暴力団又は暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

※県は事業者の役員等が、暴力団員等であるかどうかを警察本部に照会する場合があること。

- (6) 参加資格確認申請書類の提出の日から委託候補者を選定するまでの期間に、県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準（平成 23 年 10 月 5 日出第 116 号）に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。
- (7) (6)に定める期間内に、県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成 7 年 2 月 9 日建振第 281 号）、建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成 18 年 6 月 6 日建技第 141 号）、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成 12 年 3 月 30 日出総第 24 号）などに基づく指名停止を受けていない者であること。
- (8) 単独で企画提案した参加者は、共同提案の構成員となることはできないこと。

3 企画コンペ手続き等に関する事項

(1) 担当課

岩手県ふるさと振興部調査統計課（岩手県庁 11 階）

住所：〒020-8570 岩手県盛岡市内丸 10 番 1 号

電話：019-629-5302 F A X：019-629-5309

電子メールアドレス：AA0013@pref.iwate.jp

(2) 実施要領等の交付

企画コンペに関する実施要領等について、岩手県公式ホームページに掲載する。

※トップページ（<https://www.pref.iwate.jp/>）「県政情報」→「入札・コンペ・公募情報」

【交付資料】

資料 1 企画コンペ実施要領（本書）

資料 2 業務仕様書

資料 3 企画提案書作成要領

資料 4 企画提案審査要領

(3) 実施要領等に関する質問の受付・回答の公表

実施要領等に関する質問は、【様式 1】「実施要領等に関する質問票」により受け付ける。

ア 受付期間 令和 7 年 6 月 9 日（月）午後 5 時まで

イ 受付場所 岩手県ふるさと振興部調査統計課（住所等は上記「3（1）担当課」を参照）

ウ 提出方法 原則として電子メール又は F A X により担当課宛て提出すること。

エ 回答方法 受け付けた質問については、質問事項と回答事項を取りまとめホームページに掲載する。

オ 回答期日 随時、回答する。

なお、最終回答の期日は 令和 7 年 6 月 12 日（木） とする。

(4) 参加資格の確認

参加者は、参加資格確認申請書類を下記により提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

ア 参加資格確認申請書類

- (ア) 【様式 1－2】参加資格確認申請書
- (イ) 【様式 1－3】会社概要及び過去 5 年間の主な同種事業等実績
- ※ 既存の資料（パンフレット等）に様式 1－3 に記載されている項目が網羅されている場合は代替可
- (ウ) 直近の財務諸表

イ 提出期限 令和 7 年 6 月 18 日（水） 午後 5 時（必着）

ウ 提出先 岩手県ふるさと振興部調査統計課（住所等は上記「3（1）担当課」を参照）

(ア) 持参又は送付により提出すること。

(イ) 持参の場合は、イの提出期限までの平日午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までの間に持参すること。

(ウ) 郵送の場合は書留郵便とし、イの提出期限までに担当課に必着のこと。

エ 確認結果 参加資格の確認結果は、令和 7 年 6 月 19 日（木）までに電子メール等により通知する。

オ 留意事項

(ア) 上記書類を提出期限までに提出しなかった者又は参加資格が認められなかった者は、企画コンペに参加することができない。

(イ) 参加資格の確認は、上記「イ 提出期限」の日をもって行う。

(ウ) 参加資格確認申請書類に虚偽の記載が判明した場合には、参加資格を取り消すとともに、当該参加者が行った企画提案を無効とすることがある。

(5) 参加資格の喪失

参加者は、下記「4 委託候補者の選定方法等に関する事項」に定める企画提案選考委員会の実施日までに、参加資格の要件に該当しなくなったときは、参加資格を失うものとする。

(6) 参加資格が認められなかった者に対する説明

ア 参加資格確認の結果、参加資格が認められなかった者は、岩手県知事に対し、書面（様式任意）により、その理由の説明を求めることができる。

(ア) 提出期限 令和 7 年 6 月 20 日（金） 午後 5 時〔必着〕

(イ) 提出先 岩手県ふるさと振興部調査統計課（住所等は「3（1）担当課」を参照）

(ウ) 提出方法 持参又は郵送により提出すること

イ 岩手県知事は、説明を求められたときは、令和 7 年 6 月 23 日（月）までに説明を求めた者に対し、電子メール等によりその理由を回答する。

(7) 企画提案書等の提出

参加者は、企画提案書等を、下記により提出するものとする。

ア 提出書類 資料 3「企画提案書作成要領」に定める書類

イ 提出部数 4 部（正本 1 部・副本 3 部）

ウ 提出期限 令和 7 年 6 月 27 日（金） 午後 5 時〔必着〕

エ 提出先 岩手県ふるさと振興部調査統計課（住所等は上記「3（1）担当課」を参照）

オ 提出方法

- (ア) 持参又は送付により提出すること。
- (イ) 持参の場合は、ウの提出期限までの平日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に持参すること。
- (ウ) 郵送の場合は、封筒等の表に、「企画提案書在中」の旨を朱書きの上、書留郵便により担当課宛ての親展でウの提出期限までに必着のこと。

カ その他

- (ア) 提案は参加者1者につき1提案とし、複数提案は認めない。
- (イ) 一度提出した企画提案書等は、これを書換え、引換え、撤回することができないものとする。
- (ウ) 企画提案にあたり、写真、記事、イラスト等を使用する場合は、その所有者、保護者等から承諾を得ること。
- (エ) そのほか、資料3「企画提案書作成要領」の内容に留意の上、適正な提案を行うこと。

(8) 企画提案の無効

上記「3(4) 参加資格の確認」により参加資格が認められなかった者の企画提案及び次のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

ア 提出期限を過ぎて提出された提案

イ 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案

ウ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

エ 上記1(4)の委託料の予算額を超えた提案

オ その他、企画コンペに関する条件に違反した提案

(9) 企画コンペ参加の辞退

上記「(7) 企画提案書等の提出」により企画提案書等の提出を行った者が、企画コンペ参加を辞退する場合は、「企画コンペ参加辞退届【様式1-4】」を、岩手県ふるさと振興部調査統計課（住所等は上記「3(1) 担当課」を参照）に持参又は郵送により提出すること。

なお、企画コンペ参加を辞退した者は、これを理由として、以降県が実施する他の企画提案募集等について不利益な取扱いを受けることはない。

4 委託候補者の選定方法等に関する事項

(1) 委託候補者の選定方法

企画提案の審査は、資料3「企画提案審査要領」に基づき、企画提案選考委員会において行う。

なお、企画提案書等の内容が、上記1(4)の予算額を超えた場合は、審査の対象としないものとする。

(2) 企画提案選考委員会の開催

ア 開催日 令和7年7月3日（木）

イ 開催場所（予定） 岩手県公会堂 15号室（参加者確定後に別途通知）

※開催場所については、変更となる場合がある。

ウ 開催方法等

- (ア) 審査は、参加者から提出された企画提案書等及び参加者による委員会でのプレゼンテーションにより行う。
- (イ) 事前に提出された資料に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、追加資料の提出は認めない。
- (ウ) プレゼンテーションの順番は、企画提案書の受付順とする。
- (エ) プレゼンテーションの時間は、1 者当たり 25 分（説明 15 分、質疑応答 10 分）とする。ただし、都合により、1 者当たりのプレゼンテーションの時間を変更する場合がある。
- (オ) 参加者が 5 者を超える場合には、ふるさと振興部調査統計課が企画提案書のみによる書面審査（以下「一次審査」という。）を実施し、上位と評された 5 者により、委員会において、対面による企画提案審査を行う。なお、参加者が 5 者以下であった場合には、一次審査は行わない。

(3) 委託候補者の決定

- ア 県は、企画提案選考委員会の審査結果に基づき、順位を付して委託候補者を決定する。
- イ 審査結果は、委託候補者の決定後、速やかに各参加者に郵送により書面で通知する。
なお、審査・選定結果に関する質問には応じない。
- ウ 第 1 順位の委託候補者が契約を締結しない場合は、次点の者と契約の交渉を行う。

5 契約に関する事項

- (1) 契約書作成の要否 要
- (2) 契約保証金 会計規則（平成 4 年岩手県規則第 21 号）に基づき判断する。
- (3) 企画提案書等との関係

企画提案書等に記載された事項は、資料 2「業務仕様書」と合わせ、契約時の仕様書として扱うものとする。ただし、本業務の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、県と委託候補者との協議により契約締結段階において項目の追加、変更又は削除を行うことがある。

(4) 契約結果の公表

県は、本契約について、契約締結の日から概ね 15 日以内に、関係事項を岩手県公式ホームページ上で公表する。

6 公正な企画コンペ実施の確保

- (1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 参加者は、企画コンペの実施に当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (3) 参加者は、委託候補者の選定前に、他の参加者に対して企画提案書を意図的に開示してはならない。

- (4) 参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、企画コンペを公正に実施することができないと認められるときは、当該参加者を企画コンペに参加させず、又は企画コンペの実施を延期し、若しくは取りやめることがある。

7 その他

(1) 提出書類の取扱い

- ア 参加者が県に提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属する。
- イ 提出書類は返却しない。
- ウ 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として参加者が負う。

(2) 企画コンペ参加に要する経費について

企画コンペ参加に要する経費は、全て参加者が負担するものとする。

(3) その他

- ア 参加資格確認申請書及び添付書類に虚偽の記載をした者に対しては、一般委託契約に係る入札参加制限等措置基準に基づき、入札参加制限等の措置を行うことがある。
- イ 参加資格を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあつては、参加資格を認めないことがある。

【参考：本企画コンペに関するスケジュール（予定）】

①実施要領等に関する質問の提出期限	6月9日（月）
②実施要領等に関する質問の回答期限	6月12日（木）
③参加資格確認申請書の提出期限	6月18日（水）
④参加資格の確認結果通知期限	6月19日（木）
⑤企画提案書等の提出期限	6月27日（金）
⑥企画提案選定委員会（企画コンペ）	7月3日（木）
⑦契約締結	7月中旬（予定）